

グループウェア再構築
及び運用保守業務
提案募集要項

令和5年（2023年）7月

吹田市行政経営部情報政策室

提案募集要項 目次

- 1 業務概要
 - (1) 業務名
 - (2) 業務内容
 - (3) 契約期間
 - (4) 実施場所
 - (5) 提案限度額
 - (6) 支払方法
- 2 提案募集の概要
 - (1) 提案募集の名称
 - (2) 提案募集方法
 - (3) 参加資格
 - (4) 発注者
 - (5) 提案募集事務局
 - (6) 留意事項
- 3 提案審査
 - (1) 募集要項の配布
 - (2) 参加表明、資格審査
 - (3) 参加資格通知
 - (4) 質問の受付及び回答
 - (5) 辞退
 - (6) 提案書等の提出
 - (7) 書類審査（一次審査）
 - (8) プレゼンテーション・質疑応答（二次審査）
 - (9) 提案の無効に関する事項
 - (10) 最優秀提案者の決定方法
- 4 選定結果
 - (1) 審査の結果通知
 - (2) 結果公表
- 5 契約締結
- 6 失格事由
- 7 企画提案者が1者又はない場合

1 業務概要

(1) 業務名

グループウェア再構築及び運用保守業務

(2) 業務内容

本市職員が業務上必要な情報共有や本市物品の効率かつ適切な管理等を行うに当たっての業務効率化の実現を目的とした、グループウェア再構築及び運用保守業務

(3) 契約期間

令和5年(2023年)11月1日から令和9年(2027年)9月30日まで

※ ただし、契約前交渉の結果、契約締結日については前倒しの可能性あり。この場合においては、本業務開始も同契約日からとする。

(4) 実施場所

吹田市役所本庁内、受託者社内、本業務のシステムを運用管理するデータセンター、その他本市が認める場所

(5) 提案限度額

125,014,000円(消費税及び地方消費税額を含む)(令和5年度～令和9年度総額)

(税抜 113,649,090円 消費税額 11,364,910円)

年度別内訳

令和5年度	構築	16,967,000円	(税抜 15,424,545円	消費税額 1,542,455円)
令和6年度	合計	32,147,000円	(税抜 29,224,545円	消費税額 2,922,455円)
	(内訳)			
	構築	16,967,000円	(税抜 15,424,545円	消費税額 1,542,455円)
	運用保守	15,180,000円	(税抜 13,800,000円	消費税額 1,380,000円)
令和7年度	運用保守	30,360,000円	(税抜 27,600,000円	消費税額 2,760,000円)
令和8年度	運用保守	30,360,000円	(税抜 27,600,000円	消費税額 2,760,000円)
令和9年度	運用保守	15,180,000円	(税抜 13,800,000円	消費税額 1,380,000円)

(6) 支払方法

業務委託料の支払時期については、各年度末(3月末)又はそれまでに成果物の検査を行い、別途契約書に定める支払い方法のとおり支払うこととする。詳細については、契約締結の際に本市と提案者として協議のうえ決定する。

2 提案募集の概要

(1) 提案募集の名称

グループウェア再構築及び運用保守業務に係る提案募集

(2) 提案募集方法

公募型プロポーザル方式

(3) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての条件を満たす者とする。また、参加

者は、契約候補者決定までの間に参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

イ 吹田市競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。

ウ 吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

エ 吹田市公共工事等及び売り払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。

カ 官公庁（国、都道府県、業務履行時点で人口30万人以上であった市又は特別区）にて、グループウェアの構築及び運用保守業務の実績を有すること。また、その業務にプロジェクトリーダークラスとして従事した実績を有する人員を、1名以上本業務に従事させることができること。

キ ISO27001認証又はプライバシーマーク認証を取得していること。

(4) 発注者

吹田市長 後藤 圭二

(5) 提案募集事務局

吹田市役所 行政経営部 情報政策室

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所高層棟9階

TEL 06-6384-1438（直通）

担当者 小栗、磯田

メールアドレス den_joka@city.suita.osaka.jp

(6) 留意事項

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 本プロポーザルに参加する者は、実施要領、仕様書等を熟読し、順守すること。また、本市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、他の提案者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持しなければならない。

イ 本プロポーザルに参加する者は、契約候補者決定後において、実施要領の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

ウ 提案に参加するために必要な費用は、提案者の負担とする。

エ 提案、その他手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

オ 本プロポーザル及び契約締結においては、日本国の法律を適用するものとする。

カ 本委託業務の全部又は大半を再委託することはできない。また、再委託する場合は、再委託先においても「(3)参加資格」のうち「ア」、「エ」、「オ」及び「キ」を満たすものとする。

キ 本業務における再々委託は不可とする。

3 提案審査

審査は提案書による書類審査、提案書の内容をもとに行うプレゼンテーション審査及び価格審査からなる。

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和5年(2023年)7月3日(月)午前9時から同年8月1日(火)正午まで

イ 配布場所

吹田市ホームページ内、令和5年度(2023年度)プロポーザル実施案件

<https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1017983/1018018/1027069/1026923.html>

吹田市ホームページ上に公開し、事業者がダウンロードすることにより配布

(2) 参加表明、資格審査

ア 提出期間

令和5年(2023年)7月3日(月)から同年8月1日(火)

上記期間の午前9時から午後5時30分まで(8月1日(火)は正午まで)

ただし、土日祝日及び平日正午から午後0時45分までを除く

イ 提出書類

(ア) 参加表明書(代表者印押印必須)

(イ) 会社概要及び役員一覧

(ウ) 業務従事者調書

(エ) 類似業務実績調書

(オ) セキュリティ認証の写し

(カ) 運用するデータセンターの概要調書

(キ) 委任状(代表者印押印必須)

ウ 提出場所

提案募集事務局

吹田市行政経営部情報政策室(吹田市役所本庁高層棟9階)

エ 提出方法

書面を持参、又は郵送等の場合は、記録が残る方法で送付すること。持参以外の場合においては、提出期限内必着とする。

オ 電子メール送信

別途、提出期間内において、提案者から提案募集事務局宛に、提案者名、担当者氏名、連絡先電話番号を電子メールにて送信すること。

このメールアドレスは、以後本提案に関し、本市からの連絡先として利用する。

電子メール送信に当たっては「件名」に「再構築提案参加」の文字を含めることとする。

送信先メールアドレス: den_joka@city.suita.osaka.jp

(3) 参加資格通知

令和5年(2023年)8月7日(月)午後5時30分までに電子メールにより通知する。また、参加資格がない旨を通知する場合には、その理由を付して電子メールにより通知する。

(4) 質問の受付及び回答

質問については質問書(様式8)にて電子メールにより提出すること。回答は質問回答日に参加資格者全てに対し、質問者名を明示せず、質問と回答の一覧を電子メールにより送付する。

ア 質問受付期間

令和5年(2023年)7月3日(月)午前9時から同年7月21日(金)午後5時まで

イ 提出先(メールアドレス)

提案募集事務局宛(den_joka@city.suita.osaka.jp)

電子メール送信に当たっては件名に「再構築提案参加」の文字を含めることとする。

ウ 質問回答期限

令和5年7月28日(金)午後5時30分

(5) 辞退

参加表明、資格審査により参加が認められた事業者が提案を辞退する場合は、「提案辞退届(様式9)」に必要事項を記入、押印の上、提案書等の提出期限までに提出場所に提出すること。また辞退した者は、これを理由として不利益な扱いは受けないものとする。

(6) 提案書等の提出

ア 提出期間

令和5年8月8日(火)から同年8月18日(金)

上記期間の午前9時から午後5時30分まで(8月18日(金)は正午まで)

ただし、土日祝日及び平日正午から午後0時45分までを除く

イ 提出場所

提案募集事務局

吹田市行政経営部情報政策室(吹田市役所本庁高層棟9階)

ウ 提出方法

提案書(紙媒体及び電子媒体)を持参、又は郵送等の場合は、記録が残る方法で送付すること。持参以外の場合においては、提出期限内必着とする。

エ 提案書の内容

グループウェア再構築及び運用保守に関する企画・技術提案に関するもの。

別紙「グループウェア再構築及び運用保守業務 審査評価項目」の項目順に沿う形で記述すること。

詳細については、別紙「調達仕様書」のとおりとする。

オ 提出書類

提案書等は、(イ)の見積書及び見積明細書以外を一式まとめたもの8部、これとは別に、(イ)の見積書及び見積明細書は紙媒体でそれぞれA4ファイルにまとめたものを1部ずつ用意する。提出期間内であっても提出書類の差替え、追加は認めない。また、公正な審査を実施するに当たり、(イ)の見積書以外については、事業者名の記載及び事業者を特定できる内容の記載を行わないこととする。

なお、提出書類は返却しない。

様式については、別紙「調達仕様書」にて指定されたもの以外については自由とする。

(ア) 提案書及び必須要件希望要件一覧 紙媒体8部

(提案書はA4サイズ、縦横自由、30枚(両面60頁)以内とし、要件一覧は枚数に含めない。)

(イ) 見積書及び見積明細書 紙媒体1部(代表者印押印必須)

(ウ) 業務従事者調書(応募時の提出物と同じもの)紙媒体8部

(エ) 類似業務実績調書(応募時の提出物と同じもの)紙媒体8部

(オ) (ア)から(エ)の内容一式を収めた電子媒体1部

(7) 書類審査（一次審査）

本市が設置する「グループウェア再構築及び運用保守業務委託事業者プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が設置した同プロポーザル選定評価部会（以下、「評価部会」という。）において、審査評価項目及び基準に基づく書類審査を実施し、選定委員会へ提出し、選定委員会が決定する。

企画提案者が4者以上の場合において、選定委員会は、一次審査結果の上位3者を、二次審査（プレゼンテーション・質疑応答）を実施する事業者として決定する。

選定結果については、一次審査を受けた提案者全てに対し、令和5年（2023年）9月4日（月）午後5時30分までに電子メールにより通知する。

(8) プレゼンテーション・質疑応答（二次審査）

選定委員会において、提案書に基づくプレゼンテーション及び質疑応答を次のとおり実施する。

ア 実施日時・場所

令和5年（2023年）9月12日（火）午前10時から午後5時までの間

（各提案者の実施日時・場所は、一次審査の結果通知と共に電子メールにて連絡する。）

イ 時間配分

各提案者50分間（プレゼンテーション25分、質疑応答25分）

審査評価項目に基づいた内容のプレゼンテーションを行うこと。

当日、選定委員は提案書を持参するため、プレゼンテーション用の資料配布は基本的に不要とする。

なお、提案内容に反しない内容で、かつ、補足説明資料が必要な場合は、当日、A4用紙3枚（両面6頁）までの配布は可能とする。その場合は、当日紙媒体で8部用意し、二次審査終了後速やかに事務局宛に電子メールにより提出すること。

ウ その他

（ア）本業務に従事するプロジェクトリーダーがプレゼンテーション及び質疑への応答を行うこと。

（イ）提案書及びプレゼンテーション・質疑応答の中で提案した事項は、原則として契約時に業務仕様として採用する。

(9) 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア 本募集要項の「2（3）参加資格」に掲げる資格のない者が提案したとき。

イ 所定の日時及び場所に、「3（6）オ 提出書類」を提出しないとき。

ウ 提案に関して談合等の不正行為があったとき。

エ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はそのような行為をなした者が提案したとき。

オ 「1（5）提案限度額」の総額、及び各年度別の限度額に定める金額を超えたとき。

カ 2つ以上の提案書を提出したとき。

キ その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

(10) 最優秀提案事業者の決定方法

ア 見積金額が契約全期間の予定価格の上限の範囲内であること。見積金額が契約予定価格

の上限を上回った場合、又は各年度別の限度額に定める金額を上回った場合は、失格とする。

イ 選定委員は、審査基準に基づき企画提案者のプレゼンテーションを採点する。加えて、一次審査の評価点を参考にして一次審査の審査評価項目を審査基準に基づき採点する。各選定委員の採点した点数の合計点による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を上位とし、最優秀提案事業者及び次点者を決定する。

なお、1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定する。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。

いずれの方法でも決定できない場合は、選定委員会委員による合議又は多数決により決定する。ただし、1位とする提案者は、その評価点（全委員の採点結果の合計点）が満点の5割以上を獲得している者であることとする。

4 選定結果

(1) 審査の結果通知

ア 選定結果については、二次審査を受けた提案者全てに対し、令和5年9月19日（火）午後5時30分までに電子メールにより通知し、その後、書面による通知も行う。

イ 通知後、契約候補者として決定されなかった提案者は、その理由について次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

(ア) 提出日時

令和5年9月20日（水）から同年9月27日（水）まで（必着）
上記期間の午前9時から午後5時30分まで
（ただし、土日祝日及び平日正午から午後0時45分までを除く）

(イ) 提出場所

提案募集事務局
吹田市行政経営部情報政策室（吹田市役所本庁高層棟9階）

(ウ) 提出方法

任意の様式による代表者印の押印された書面を持参、又は郵送等記録に残る方法により提出すること。持参以外の場合においては、提出期限必着とする。

(エ) 回答

説明を求められた場合には、求めた者に対して書面の郵送により回答する。
（令和5年10月10日（火）発送予定。）

(2) 結果公表

選定の手続や過程等の透明性を高めるため、契約候補者を決定し、契約を締結した後、次の内容を速やかに公表するものとする。

なお、本件の公表は、吹田市行政経営部情報政策室、行政資料閲覧コーナー、及び吹田市ホームページにおいて閲覧に供する方法により行うものとする。

ア 最優秀提案事業者（契約候補者）名並びにその提案金額と評価点

イ 全提案事業者の名称（申込順）（ただし、全提案事業者が2者の場合には公表しない。）

ウ 全提案事業者の各委員の評価点及び順位付け（1位と順位付けした委員数の順。なお、選定事業者以外は記号（アルファベット）表示を行う。）

エ 審査項目・基準

- オ 選定委員会委員の役職名
- カ 選定委員会の会議録の概要
- キ その他、選定委員会委員長が必要と認める事項

5 契約締結

選定委員会により選定された最優秀提案事業者を特別の理由がない限り、契約候補者に決定する。

なお、最優秀提案事業者との交渉の結果、企画・技術提案の内容、見積金額等が変更となる場合は、当該変更によって選考結果に影響がないかどうかを十分考慮するとともに、プロポーザル選定委員会に変更内容を報告するものとする。

6 失格事由

提案者に次の行為があった場合は失格（選定対象からの除外）とするとともに、別途、入札に準じて指名停止の措置を講じることとする。

- (1) 選定委員及び評価部会員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- (2) 他の提案者と、応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

7 企画提案者が1者又はない場合

企画提案者が1者であった場合において、審査を行った結果、見積金額が契約予定価格の上限を上回った場合又は各年度別の限度額に定める金額を上回った場合、並びに、二次審査の評価点（全委員の採点結果の合計点）が満点の5割以上を獲得していない場合には、提案事業者なしとする。

提案事業者がない場合、本プロポーザルは取りやめとする。また、再募集については、選定委員会において検討を行うこととする。